

# 第 156 期 中 間 決 算 公 告

2018年12月20日

大阪府中央区西心齋橋一丁目2番4号  
株式会社 関西アーバン銀行  
取締役会長兼頭取 橋本和正

## 中間連結貸借対照表 (2018年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	388,748	預 金	4,241,141
有 価 証 券	216,485	譲 渡 性 預 金	88,500
貸 出 金	3,966,809	コールマネー及び売渡手形	50,132
外 国 為 替	6,668	借 用 金	85,399
リース債権及びリース投資資産	29,552	外 国 為 替	68
そ の 他 資 産	47,206	そ の 他 負 債	32,077
有 形 固 定 資 産	53,405	賞 与 引 当 金	2,111
無 形 固 定 資 産	14,001	退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,922
退 職 給 付 に 係 る 資 産	3,952	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	874
繰 延 税 金 資 産	15,614	偶 発 損 失 引 当 金	544
支 払 承 諾 見 返	5,949	繰 延 税 金 負 債	7
貸 倒 引 当 金	△ 22,842	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	366
		支 払 承 諾	5,949
		負 債 の 部 合 計	4,514,094
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	47,039
		資 本 剰 余 金	93,551
		利 益 剰 余 金	58,699
		株 主 資 本 合 計	199,290
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,813
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 66
		土 地 再 評 価 差 額 金	787
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 2,601
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	10,932
		非 支 配 株 主 持 分	1,234
		純 資 産 の 部 合 計	211,457
資 産 の 部 合 計	4,725,552	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,725,552

中間連結損益計算書 ( 2018年4月1日から )  
( 2018年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		43,358
資 金 運 用 収 益	28,798	
(うち貸出金利息)	( 26,518 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,484 )	
役 務 取 引 等 収 益	7,250	
そ の 他 業 務 収 益	7,106	
そ の 他 経 常 収 益	203	
経 常 費 用		39,251
資 金 調 達 費 用	1,986	
(うち預金利息)	( 1,701 )	
役 務 取 引 等 費 用	3,775	
そ の 他 業 務 費 用	5,000	
営 業 経 費	23,335	
そ の 他 経 常 費 用	5,152	
経 常 利 益		4,107
特 別 損 失		2
税金等調整前中間純利益		4,104
法人税、住民税及び事業税	1,338	
法人税等調整額	△ 691	
法人税等合計		646
中間純利益		3,457
非支配株主に帰属する中間純損失		△ 5
親会社株主に帰属する中間純利益		3,462

## 中間連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 6社

会社名

関西アーバン銀リース株式会社  
株式会社関西クレジット・サービス  
関西総合信用株式会社  
びわこ信用保証株式会社  
株式会社びわこビジネスサービス  
幸福カード株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。
- (2) 持分法適用の関連法人等  
該当事項はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当事項はありません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等  
該当事項はありません。

### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計方針に関する事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については、株式は原則として中間連結会計期間末前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間連結会計期間末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」といいます。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」といいます。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」といいます。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は74,019百万円であります。

#### 5. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

#### 6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

#### 7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

#### 8. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

#### 9. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### 10. 重要なヘッジ会計の方法

#### (1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、当行並びに連結される子会社及び子法人等の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

#### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### 11. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の会計処理は、主に税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

### 12. 連結納税制度の適用

当行並びに一部の連結される子会社及び子法人等は、当行を連結親会社とする連結納税制度を適用していましたが、当行は2018年4月1日に関西みらいフィナンシャルグループの100%子会社となったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

## 表示方法の変更

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において、「その他の資産」に含めていた「リース債権及びリース投資資産」は、当中間連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,062百万円、延滞債権額は54,562百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は798百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,722百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,146百万円であります。なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,546百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

#### 担保に供している資産

有価証券	97,624百万円
貸出金	4,000百万円
リース投資資産	12,166百万円
その他資産	1,601百万円

#### 担保資産に対応する債務

預金	3,583百万円
借入金	66,609百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、有価証券13,467百万円、金融商品等差入担保金3,782百万円、中央清算機関差入証拠金1,485百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金2,262百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、404,520百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが、379,089百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 887百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 23,234百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,518百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益163百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,271百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額872百万円、経営統合に係る費用748百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金105百万円を含んでおります。
3. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結される子会社及び子法人等は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計0百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

<u>区分</u>	<u>地域</u>	<u>用途</u>	<u>種類</u>	<u>減損損失</u>
稼働資産	大阪府外	営業用店舗1物件	建物	0百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2018年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間連結 貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	388,748	388,745	△ 2
(2) 有価証券			
その他有価証券	215,271	215,271	—
(3) 貸出金	3,966,809		
貸倒引当金(*1)	△ 22,384		
	3,944,425	3,961,786	17,360
(4) 外国為替(*1)	6,646	6,651	5
(5) リース債権及びリース投資資産(*1)	29,397	30,886	1,489
(6) その他資産(*1、*2)	19,189	19,105	△ 83
資産計	4,603,677	4,622,446	18,768
(1) 預金	4,241,141	4,241,275	133
(2) 譲渡性預金	88,500	88,500	—
(3) コールマネー及び売渡手形	50,132	50,132	—
(4) 借入金	85,399	85,634	234
(5) 外国為替	68	68	—
負債計	4,465,241	4,465,609	368
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4,881	4,881	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△ 94	△ 94	—
デリバティブ取引計	4,787	4,787	—

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、外国為替、リース債権及びリース投資資産、その他資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(\*2) デリバティブ取引は含めておりません。その他資産のうち、金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

現金、無利息預け金及び残存期間が6カ月以下の有利息預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超える有利息預け金は、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

(2) 有価証券

市場価格のある株式は、当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された金額を時価としております。それ以外の市場価格のあるものは、当中間連結会計期間末日における市場価格を時価としております。市場価格のないものは、時価を把握することが極めて困難と認められるものを除き、主に市場金利、発行体の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、貸出金の種類及び債務者区分、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(6カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。



なお、貸出金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (4) 外国為替

外国他店預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入外国為替、取立外国為替は、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (5) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

#### (6) その他資産

その他資産のうち、延払債権については、市場金利、借手の内部格付、内部格付に基づく予想デフォルト確率、担保及び保証等に基づくデフォルト時の予想回収不能率等を加味した割引将来キャッシュ・フロー法を使って時価を算定しております。

なお、残存期間が短期間（6カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

## 負債

#### (1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、要求払預金以外の預金のうち満期までの残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

その他の定期預金及び譲渡性預金は、満期日までの残存期間に応じた、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いて、割引将来キャッシュ・フロー法等により時価を算定しております。

#### (3) コールマネー及び売渡手形

残存期間が6カ月以下のコールマネーについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。残存期間が6カ月を超えるコールマネーは、主に市場金利等による割引将来キャッシュ・フロー法等を使って時価を算定しております。

#### (4) 借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の調達において想定される利率で割引いて時価を算定しております。なお、残存期間が6カ月以下のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、借入金の中には金利スワップの特例処理の対象とされたものがありますが、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しております。

#### (5) 外国為替

取引の時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨オプション等）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (* 1、* 2)	844
② 組合出資金等 (* 3)	370
合 計	1,214

(\* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\* 2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について5百万円減損処理を行っております。

(\* 3) 組合出資金等のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2018年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他有価証券 (2018年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	9,112	26,355	17,243
	債券	70,706	71,294	588
	国債	2,000	2,001	1
	地方債	1,798	1,800	2
	社債	66,907	67,492	584
	その他	18,168	20,441	2,273
	小計	97,987	118,091	20,104
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	392	345	△ 47
	債券	69,293	69,042	△ 251
	国債	18,470	18,315	△ 155
	地方債	9,290	9,284	△ 5
	社債	41,532	41,442	△ 90
	その他	29,411	27,791	△ 1,620
	小計	99,098	97,179	△ 1,919
合計		197,085	215,271	18,185

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、18百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産

1,683円65銭

1株当たりの中間純利益

34円67銭

# 第 156 期 中 間 決 算 公 告

2018年12月20日

大阪市中央区西心斎橋一丁目2番4号  
株式会社 関 西 ア ー バ ン 銀 行  
取締役会長兼頭取 橋 本 和 正

## 中 間 貸 借 対 照 表 (2018年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	387,562	預 金	4,256,580
有 価 証 券	238,228	譲 渡 性 預 金	107,000
貸 出 金	3,987,701	コ ー ル マ ネ ー	50,132
外 国 為 替	6,668	借 用 金	59,234
そ の 他 資 産	21,977	外 国 為 替	68
そ の 他 の 資 産	21,977	そ の 他 負 債	16,704
有 形 固 定 資 産	51,937	未 払 法 人 税 等	1,176
無 形 固 定 資 産	13,697	リ ー ス 債 務	3,207
前 払 年 金 費 用	6,649	資 産 除 去 債 務	303
繰 延 税 金 資 産	12,409	そ の 他 の 負 債	12,016
支 払 承 諾 見 返	5,769	賞 与 引 当 金	2,037
貸 倒 引 当 金	△ 18,664	退 職 給 付 引 当 金	5,922
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	874
		偶 発 損 失 引 当 金	544
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	366
		支 払 承 諾	5,769
		負 債 の 部 合 計	4,505,232
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	47,039
		資 本 剰 余 金	93,551
		資 本 準 備 金	18,937
		そ の 他 資 本 剰 余 金	74,613
		利 益 剰 余 金	54,587
		利 益 準 備 金	4,723
		そ の 他 利 益 剰 余 金	49,863
		繰 越 利 益 剰 余 金	49,863
		株 主 資 本 合 計	195,179
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,813
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 73
		土 地 再 評 価 差 額 金	787
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,527
		純 資 産 の 部 合 計	208,706
資 産 の 部 合 計	4,713,938	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,713,938

中間損益計算書 ( 2018年4月1日から )  
2018年9月30日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		36,504
資金運用収益	28,276	
(うち貸出金利息)	( 26,634 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 1,484 )	
役務取引等収益	5,902	
その他業務収益	2,065	
その他経常収益	259	
経常費用		32,544
資金調達費用	1,998	
(うち預金利息)	( 1,701 )	
役務取引等費用	4,656	
その他業務費用	71	
営業経費	22,103	
その他経常費用	3,714	
経常利益		3,960
特別損失		2
税引前中間純利益		3,957
法人税、住民税及び事業税	833	
法人税等調整額	△ 381	
法人税等合計		451
中間純利益		3,505

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、株式は原則として中間決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	7年～50年
その他	2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

また、株式会社びわこ銀行との合併により生じたのれんについては、20年間の定額法により償却を行っております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」といいます。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」といいます。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」といいます。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により、引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は68,305百万円であります。

## (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

## (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。

## (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。

## (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. ヘッジ会計の方法

### (1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

### (2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

## 7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

## 8. 連結納税制度の適用

当行を連結親会社とする連結納税制度を適用しておりましたが、当行は2018年4月1日に株式会社関西みらいフィナンシャルグループの100%子会社となったため、連結納税制度の適用を取りやめております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 21,745百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は927百万円、延滞債権額は54,934百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は779百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は6,718百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,359百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,546百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
貸出金 4,000百万円  
有価証券 97,624百万円  
担保資産に対応する債務  
預金 3,583百万円  
借入金 55,234百万円  
上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保として、有価証券13,467百万円、金融商品等差入担保金3,782百万円、中央清算機関差入証拠金1,485百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金は2,244百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、397,510百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが372,079百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 1999年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 887百万円



10. 有形固定資産の減価償却累計額 22,254百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金4,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,518百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益 163 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 1,854 百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額 872 百万円、経営統合に係る費用 748 百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金 105 百万円を含んでおります。
3. 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計0百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

<u>区分</u>	<u>地域</u>	<u>用途</u>	<u>種類</u>	<u>減損損失</u>
稼働資産	大阪府外	営業用店舗 1 物件	建物	0 百万円

なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券 (2018年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. 子会社・子法人等株式 (2018年9月30日現在)

子会社・子法人等株式で時価のあるものはございません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	21,745

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券 (2018年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	9,112	26,355	17,243
	債券	70,706	71,294	588
	国債	2,000	2,001	1
	地方債	1,798	1,800	2
	社債	66,907	67,492	584
	その他	18,168	20,441	2,273
	小計	97,987	118,091	20,104
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	392	345	△ 47
	債券	69,293	69,042	△ 251
	国債	18,470	18,315	△ 155
	地方債	9,290	9,284	△ 5
	社債	41,532	41,442	△ 90
	その他	29,411	27,791	△ 1,620
	小計	99,098	97,179	△ 1,919
合計		197,085	215,271	18,185

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	841
その他	370
合計	1,211

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」といいます。）しております。

当中間期における減損処理額は、18百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	24,978 百万円
税務上の繰越欠損金(注1)	2,641
退職給付引当金	1,813
賞与引当金	623
有価証券償却	376
減損損失	343
その他	2,114
繰延税金資産小計	32,891
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 11,484
評価性引当額小計	△ 11,484
繰延税金資産合計	21,406
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 5,372
前払年金費用	△ 2,036
有形固定資産	△ 766
貸出金	△ 653
その他	△ 169
繰延税金負債合計	△ 8,996
繰延税金資産の純額	12,409 百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間(2018年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(*1)	410	755	624	622	228	—	2,641
評価性引当額	—	—	—	—	—	—	—
繰延税金資産	410	755	624	622	228	—	2,641 (*2)

(\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(\*2) 収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれるため、回収可能と判断しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」といいます。)を当中間会計期間から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産	1,671円50銭
1株当たりの中間純利益	35円10銭